

退学勧告の運用に関する細則

平成 31 年 3 月 5 日制定

(趣旨)

第 1 条 愛知学院大学 G P A 活用に関する要領第 4 条第 4 号に定める退学勧告の運用に関する事項について定める。

(目的)

第 2 条 退学勧告に関する諸事項を定めることにより、退学勧告を適切に運用することを目的とする。

(面談・修学指導)

第 3 条 学期 G P A 評価により「警告」の対象となった学生の面談及び修学指導は、「成績不振学生への対応に関する要領」に沿って実施する。ただし、各学部が別段の定めを設けることを妨げない。

(退学勧告の基準)

第 4 条 退学勧告の対象は、前条の面談及び修学指導を連続して 3 回行っても修学意欲の改善が見られず続いて 4 回目に「警告」となった学生とする。

- 2 前項による警告が連続している期間に、休学した学期を挟む場合も連続していることとする。
- 3 警告が、連続して 5 回以降も続く場合も退学勧告の対象とする。

(学部審議)

第 5 条 退学勧告の対象学生が所属する学部は、退学勧告が適当であるか審議し、審議結果について教務部長を通して学長に報告する。

(退学勧告の実施)

第 6 条 学長は、前条の審議結果の報告により、当該学生に対して書面にて退学勧告を行う。

(修学継続)

第 7 条 退学勧告を受け取った学生は、今後の修学について保証人、アドバイザーなどと相談の上、引き続き修学する意思がある場合は、修学継続届を提出することとする。

(事務)

第 8 条 この細則に関する事務は、教務担当部課所が所掌する。

(改廃)

第 9 条 この細則に関する改廃は、教務委員会において審議し、学長の承認を得る。

附則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。